

[トップページ](#) > [相談する](#) > [相談事例検索](#) > [相談事例検索結果](#) >  
チラシの業者にトイレ修理を依頼したが、高額なのでクーリング・オフしたい



## チラシの業者にトイレ修理を依頼したが、 高額なのでクーリング・オフしたい

更新日：2021年2月18日

家屋の修理・工事（リフォーム）

訪問販売

### 相談内容

トイレが詰まったので、以前ポスティングされた「24時間対応、トイレの詰まり：5000円～」のチラシの業者に修理を依頼したところ、1時間後に来訪した。はじめは簡単な器具で作業したが詰まりは解消せず、「業務用の薬品を使うので5万円かかるが良いか」と聞かれやむなく承諾した。薬品を使用した結果詰まりが直り、5万円のうち手持ちの2万円を支払った。残金は今週中に振り込むことにしたが、よく考えるとチラシの10倍もの料金で高すぎる。クーリング・オフしたい。

### 対処方法とアドバイス

相談者はトイレの詰まり解消サービスを契約するとの明確な意思をもって、業者に自宅への来訪を求めています。実際に契約したサービスも来訪を要請した趣旨と同じトイレの詰まり解消サービスでした。このような場合は、クーリング・オフをはじめとする特定商取引法の規制の大部分が適用されません。

5万円はたしかに高額ですが、事前に金額を提示されたうえで了解を求められて同意しているため、合意が成立しています。既にサービスの提供が完了しており支払いを拒絶することは困難ですが、通常料金より著しく高額な場合は減額を求めて交渉することは可能です。薬品の販売価格に人件費を加えれば、平均的な料金をおおまかに推測することはできるでしょう。

契約する意思をもって業者を呼んだ場合は、クーリング・オフの適用はありません。契約前には、工事内容や金額などを十分確認し、余裕がある場合は複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう。

(最終更新日 平成27年2月10日)

## 関連リンク

- 各施設の電話番号や水まわりのトラブル（名古屋市上下水道局）（外部リンク）[🔗](#)

## 関連ピックアップ解説

- [クーリング・オフ制度](#)

## 関連事例

- [水質検査をすると訪問してきた業者から、高額な浄水器を購入してしまった](#)
- [「火災保険で台風被害の修繕ができる。申請を代行する。」と言われ契約したが、保険金の3割の手数料が必要だと分かった](#)
- [高齢の母がIP電話の契約をしていた](#)
- [モバイルデータ通信サービスが繋がらないので解約したい](#)
- [訪問販売で次々とリフォーム工事の契約をし、残金が払えない](#)
- [自宅に来た業者に勧められて光回線からCATVに変更することにしたが、家族に反対されたので取消したい](#)
- [訪問販売で布団類を購入したが返品したい](#)
- [訪問販売で新聞購読を契約したがやめたい](#)
- [点検商法で耐震補強工事をしたが解約したい](#)
- [水漏れ修理を頼んだ業者とキッチンのリフォーム契約をしたがクーリング・オフしたい](#)
- [クーリング・オフしないと約束して太陽光発電装置を契約したが、やはり解約したい](#)
- [学習指導付き教材を購入したが、指導が不十分なため返品を求めたが拒絶された](#)

掲載した相談事例は、当時の法令や社会状況に基づいた内容となっています。同様の商品又はサービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況や発生の時期等により、解決内容が異なる場合があります。

[サイトマップ](#)[サイトポリシー](#)[個人情報の取扱いについて](#)[Twitterの運用ポリシー](#) [🔗](#)[Facebookの運用ポリシー](#) [🔗](#)[Youtubeの運用ポリシー](#) [🔗](#)[リンク集](#)[問合せ先](#)

## 名古屋市スポーツ市民局市民生活部消費生活課（名古屋市消費生活センター）



SNSで情報  
発信中！

Copyright(c) City of Nagoya. All rights reserved.